

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	群馬県では、住宅の安定的な供給を図るため、県営住宅を整備し、住宅困窮者へ賃貸等を行っている。 ・収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ・収入申告等困難者の収入の把握に関する事務 ・家賃、敷金若しくは金銭の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き入居するときの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・高額所得者又は不正入居者等に対する明渡し請求に関する事務 ・高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ・高額所得者に対する明渡期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ・収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務 ・群馬県県営住宅管理条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	群馬県県営住宅総合管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅入居世帯管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表27
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県土整備部住宅政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

生活こども部 県民活動支援・広聴課 情報公開係
住所: 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話: 027-226-2270

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	県土整備部住宅政策課 電話:027-226-3718
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。このほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・提供書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類(USBメモリを含む。)の持ち運び、保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	群馬県情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。このほか、下記の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 特定個人情報の記載がある書類(USBメモリを含む。)を持ち運ぶときは、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずる。 ・ 特定個人情報の取得、利用、保管等及び廃棄の状況について、記録台帳を作成し記録する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年4月10日	I 関連情報1②事務の概要	具体的に実施する事務は:①入居の申し込みの受理、審査、応答 ②収入の申告の受理、審査、応答 ③家賃の決定 ④家賃若しくは金銭又は敷金の減免、徴収の申請の受理、審査、応答 ⑤同居承認、入居承認の申請の受理、審査、応答 ⑥高齢所得者の明渡し請求 ⑦高齢所得者の明渡し期間の延長の申出の受理、審査、応答 ⑧収入超過者への住宅のあっせん	具体的に特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、家賃の決定に関する収入調査事務である。	事後	
令和1年4月10日	I 関連情報3法令上の根拠	番号法別表第一 19の項	番号法別表第一19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	
令和1年4月10日	I 関連情報4②法令上の根拠	番号法別表第二 31の項	番号法別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	事後	
令和1年4月10日	I 関連情報5②所属長の役職名	住宅政策課長 石山 勇吉	課長	事後	
令和1年4月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年4月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年4月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 ― 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ― 請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報1②事務の概要	具体的に特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、家賃の決定に関する収入調査事務である。	・収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ・収入申告等困難者の収入の把握に関する事務 ・家賃、敷金若しくは金銭の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金若しくは金銭の徴収額等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・入居の際の同居者以外の者の新たな同居させることとするときの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・同居者の死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該同居者と同居していた者が引き続き同居するときの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・高齢所得者又は不正入居者等に対する明渡しの請求に関する事務 ・高齢所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ・高齢所得者に対する明渡し期間の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ・収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務 ・群馬県県営住宅管理条例で定める事項に関する事務	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報4②法令上の根拠	番号法別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報3法令上の根拠	番号法別表第一19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	番号法別表27	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年11月1日 時点	事後	